

追 録

『令和 8 年度版 相続税・贈与税入門の入門』（令和 8 年 4 月 20 日発行）の印刷終了後に公表されました「令和 8 年 3 月 25 日付『財産評価基本通達』の一部改正」において、非上場株式の評価をする場合の「純資産価額」の計算について改正がありました。

なお、この改正は、令和 8 年 4 月 1 日以後の相続等により取得した非上場株式について適用されます。

該当箇所につきましては、以下のように読み替えてご使用ください。

税務研究会出版局

ページ	改正前	改正後
・ 221 頁上から 12 行目 ・ 222 頁上から 15 行目 ・ 223 頁上から 4 行目 ・ 237 頁上から 3 行目	評価益× <u>37</u> %	評価益× <u>38</u> %
237 頁中央	…株式等の帳簿価額) × <u>37</u> %	…株式等の帳簿価額) × <u>38</u> %
247 頁下から 3 行目	…純資産価額－評価益の <u>37</u> %	…純資産価額－評価益の <u>38</u> %

(アンダーラインの付いている箇所が変更のあった部分です)

(2026 年 4 月 15 日現在)